原判決を取り消す。 被控訴人の申請を却下する。 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。 当事者双方の事実上の主張および証拠の関係は、左記に付加するほか、原判決事実 摘示のとおりであるから引用する。

控訴代理人の陳述

- 一、本件見習社員契約締結における申込者は被控訴人であり、承諾者は控訴人(以下単に公社ともいう)であつて、控訴人が被控訴人に発した昭和四四年一一月八日付採用通知(以下本件採用通知という)の法的性格は見習社員契約締結の過程における承諾者側の一つの行為にすぎず、本件採用内定取消通知の法的性格も右契約締結過程における契約締結手続進行を中止する旨の意思表示であるから、本件見習社員契約は締結されていない。
- (一) 公社の募集案内の法的性格は見習社員契約締結の申込の誘引であり、被控訴人がその誘引に応じて見習社員採用試験を受験したのはその申込であつて、その後の本件採用通知等一連の手続は、公社の誘引にもとずく申込からその承諾に至る過程の手続であるから、被控訴人は見習社員契約の申込者の地位にあり、公社はその承諾者の地位にあるのであり、その手続の進行中に申込者と承諾者の立場が逆転することはありえない。試験による選考、採用通知、誓約書や身元保証書の提出、懇談会開催、健康診断等の諸行為は、辞令書交付という形式における公社の確定的承諾の意思表示に至るに必要な一連の手続である。
- 公社が見習社員を採用するためには「職員及び準職員採用規程」および 「準職員の雇用等に関する取扱についてという職員局長通達」 (以下準職員雇用通達という) に定める諸手続を経なければならないが、「職員及び準職員採用規程」 によれば、見習社員を採用するには、募集(第四条) ,採用試験(第六条)、身上 調査(第一〇条)、誓約書、身元保証書、戸籍謄本または抄本の提出(第一 条)、就業規則の提示説明(第一二条)をしなければならないし、準職員雇用通達 によれば、右採用規程を受けて採用手続について細則的な規定をし、特に誓約書、 身元保証書、戸籍謄本または抄本を提出させた後辞令書を交付する定めになつてい る。右各規定を総合すると、公社の見習社員採用手続においては、試験合格、身上 調査において問題がないことが前提となることはもちろんであるが、本件採用通知後の手続に限れば、誓約書、身元保証書の提出が見習社員契約申込に対する公社の承諾の意思表示のための欠くべからざる要件であり、辞令書の交付が公社の見習社 員契約締結完了のための要件であつて、公社の確定的承諾の意思表示は辞令書の交 付によつてなされるべきことが窺われるのである。すなわち、公社の見習社員契約 締結過程は右辞令書交付をもつて完了するのであり、 これを労働契約の成立の要素 である申込と承諾という面から考察すれば、採用希望者の応募あるいは受験行為が 申込行為で、承諾者としての公社の辞令書交付が承諾行為といえるのであり、前記採用手続のうちすくなくとも再度の健康診断、誓約書や身元保証書等必要書類の受領が公社の承諾行為の前提要件とされているのである。労働者は誓約書、身元保証 書を提出することによりその意思決定を慎重にし、かつその意思表示を明確にする ことができ、使用者は誓約書、身元保証書の提出を受けて労働者の意思を明確に了 知し得るとともに、労働者の誠実な労務給付を確保したり、労働者の責めによる企 業の損害を担保することができるのであつて、特に使用者としては誓約書、身元保 来の損害を担保することかできるのであって、特に医用することは言言、 3.7.1に 証書が重要であることはいうまでもなく、本件誓約書は法令その他公社の定める諸 規定を遵守するという内容のものであつて、公的機関たる公社職員には特に要求さ れるものであるから(日本電信電話公社法(以下単に公社法という)三四条、準職 員就業規則第四条)、特段の事情のないかぎり、辞令書の交付前、さらには誓約 書、身元保証書の受領前に公社が見習社員契約申込に対する確定的な承諾をするこ とはありえない。したがつて、再度の健康診断、誓約書や身元保証書の提出受領を 経て辞令書の交付がなければ、見習社員契約が締結されたとはいえないのである。 (三) 労働契約はその性質上内容を明確にして疑義を生じないようにする必要が あるから、当事者間の合意に基づき採用に関する一切の手続の終了をもつてその成

立の時期とすべきであつて、本件見習社員採用手続も辞令書の交付をもつて完了し、この辞令書という書面で公社の承諾の意思表示が確定的になされたときに本件見習社員契約が成立するものというべきである。そして、公社の意思もそこにあるのであるから、公社の特別の意思表示なきかぎり、辞令書の交付前に当事者の合意によつて見習社員契約が成立することはありえない。本件の被控訴人にかかる採用手続においては、右原則を変更すべき特別の事情は認められないから、公社が辞令書の交付も行わず、かつ誓約書、身元保証の受領もしていない段階において確定的承諾の意思表示をしたと認めることはできない。

(四) 本件採用通知は公社の正式の見習社員採用手続には定められていないもので、実際上の必要から便宜使用されているものにすぎず、その内容も昭和四五年四月一日付で見習社員に採用するとして、さらに入社を辞退する者は公社に通知するよう要請する(昭和四五年四月一日の辞令書交付までは入社辞退を自由に認めると解される)とともに、誓約書、身元保証書を懇談会に持参し提出するよう要求し、また入社前の再度の健康診断で異常があれば採用を取り消すことがあるとしているのであるから、本件採用通知により被控訴人の申込に対する承諾がなされた(見習社員契約の締結)と解することはできない。

(五) 本件見習社員採用手続において、本件のごとき採用通知を受けた者が昭和四五年四月一日の辞令書の交付をまたず公社の見習社員の身分を取得することになると、その者が現に他の官公庁や会社の職員である場合、その者は現在の官公庁や会社の職員の身分と公社の職員の身分を二重に有することになり、これは兼職禁止を規定した公社法第二八条二項、公社準職員就業規則(疏乙第一八号証)第一一条の他の業務関与制限、前記準職員雇用通達(疏乙第二〇号証)の各趣旨に違反するし、本件採用通知書の「昭和四五年四月一日付をもつて見習社員に採用する」という明文にも反する。

(六) 本件採用内定取消がなされた昭和四五年三月二〇日現在においては、公社の辞令書交付も行われていないばかりか、被控訴人は公社から要求された誓約書、身元保証書の提出もしていなかつたのであるから、いまだ見習社員契約が締結されたとはいえず、その締結の過程にあるものというべく、本件採用内定取消通知は見習社員契約締結手続の進行を中止する意思表示としての効力を有し、したがつて被控訴人は公社の見習社員としての地位を取得していない。 二、仮に本件採用通知が解除条件付、始期付見習社員契約の申込と解されるとして

二、仮に本件採用通知が解除条件付、始期付見習社員契約の申込と解されるとしても、本件採用内定取消通知時には、いまだ被控訴人の確定的承諾はなされていない。 から、本件見習社員契約は締結されていない。仮に本件採用内定取消通知時に既に被控訴人の承諾がなされていたものとして、本件見習社員契約が締結されたものとして、本件採用通知における解除条件の内容は健康上の理由に限られるものではなく、見習社員として雇用するにふさわしくない人物であることも当然その内容はなつており、かつ本件採用内定取消通知時には本件見習社員契約の効力発生の時は到来していないから、本件採用内定取消通知時被控訴人はいまだ見習社員としての身分を取得していない。したがつて、本件採用内定取消通知を見習社員の解雇との視することは許されず、準職員就業規則第五八条に定める免職事由を必要とすものではない。

なお、本件見習社員の労働条件の内容は、勤務場所、採用職種については、昭和四五年四月一日の辞令書交付によつて確定的に定まるものであり、本件採用通知書に記載する勤務場所、採用職種はあくまでも一応の予定にすぎず、採用内定者の入社辞退等に伴う公社の要員計画の調整を行う関係から、本件採用通知書に示された勤務場所、採用職種が変更される事例は相当数存在するし、さらに給与条件の明示が「一ケ月二万六、〇〇〇円程度」の表示で十分であるとすることは固定給の職員の給与条件の明示程度として疑問である。給与は労働者はもとより使用者にとつるとのであるから、付口程度で決定されているとのものであるから、付口程度で決定されているとのものであるから、付口程度で決定されているとのものであるから、付口程度で決定されているとのものであるから、付口程度で決定されているとのものであるから、付口程度で決定されているとのものであるから、付口程度で決定されているとのものであるから、付口程度で決定されているとのものであるから、付口程度で決定されているとのものであるから、付口程度で決定されているとのものである。

(二) 一般に契約に付される「始期」には契約の効力の発生自体が始期にかかる場合と契約の目的たる義務の履行が始期にかかる場合があるが、本件見習社員契約に付せられた始期は本件採用通知書の「昭和四五年四月一日付で採用する」という文言や公社職員の兼職禁止の趣旨からみて、契約の効力の発生自体が始期にかかるものであることが明らかである。したがつて、本件採用内定取消当時いまだその始期は到来していなかつたのであつて、右取消当時被控訴人は見習社員の身分を取得していなかつたのであるから、本件採用内定取消事由として見習社員解雇事由を必要とするものではない。

(三) 本件採用通知における解除条件の内容は、健康上の理由ばかりでなく、見習社員として使用するにふさわしくない人物であること、しかもその不適格性の程度も見習社員としての身分を取得していないのであるから、見習社員の免職事由よりも軽度のものでたりることは当然である。そして、本件採用内定取消事由が右解除条件に該当することは後述するとおりである。

三、本件採用内定取消事由は、それらを総合して判断すれば、本件採用通知における解除条件ないし見習社員契約締結手続進行を中止すべき正当事由に該当し、仮に 見習社員契約が成立していたとしても見習社員の免職事由にも該当する。

このように反戦青年委員会そして豊能地区反戦は、その主義主張もさることながら、その行動は暴力的、破壊的であり、その実体は決して単なる政治結社というべきものではなく、過激的武装団体というべきである。かような団体に所属する構成員はその団体の主義、行動に賛同しているものであるから、構成員個人の具体的過激行為の存否にかかわらず、すべての構成員について破壊的武力行為を惹起する危険性を推定すべきものである。そして本件で控訴人が問題としているのは、右団体の行動、それに関連する被控訴人の行動の危険性であり、右団体や被控訴人の「信条」そのものではない。

条」そのものではない。 (二) さらに右団体そして豊能地区反戦の標榜する主義主張をみても、それは憲 法第一四条、労働基準法第三条の保障する「信条」に含まれるものではない。政治 的意見さらに政治的斗争方針は常に具体的な政治の方向についての実践的な志向を 伴うものであるから、民主主義、自由主義という特定の政治的立場を前提とする憲 法体制では、その政治的立場そのものを否定しようとする政治的意見に対しては、 自らの存立を防衛するために、多かれ少かれ差別的取扱いをする必要に迫られる場 合がある。その場合に、もし政治的意見が「信条」に含まれると解するならば、そ うした政治的意見を理由とする差別も全面的に許されないことになるが、そう解することは民主主義の原理からみてきわめて不合理である。憲法第一四条にいう「信条」は、民主主義における法の下の平等の趣旨からいつて、もつぱら宗教的、倫理的ないし政治的な根本信念を意味するのであり、政治的斗争方針はいうにおよばず、多かれ少かれ具体的な政治的意見はそれに含まれないと解すべきである。

りまれるの方は 、タがれるの方は 、タがれるの方は 、国家公務員法(いう) 、国家公務は「国公法という)性別による 、第一人は 、第五号、 、第二人

憲法第一四条の「信条」は政治的意見を含むものでなく、政治的意見による差別をも禁止するかどうかはすべて立法に任されているのである。そして労働基準法(以下労基法という)第三条の「信条」も憲法第一四条の精神を労働関係に適用しようとするものであるから、その「信条」は特別の理由のない限り、憲法にいう「信条」と同義に解すべきこともちろんである。

反戦青年委員会さらに豊能地区反戦の主義主張は、「日韓批准阻止斗争」「羽田斗争」「佐藤訪米阻止斗争」「出入国管理法反対デモ」「安保紛砕」「日帝打倒」等々の斗争スローガン(疏乙第二一号証ないし第二五号証)に示されるように、すべて時の具体的政治問題についての意見であることは明らかで、さらに先の「大街頭武装斗争」のスローガンにみられるように憲法が否定する武力主義をも主張しているのであり、右団体の意見が憲法あるいは労基法の「信条」に含まれないことはいうまでもない。したがつて、仮に公社が反戦青年委員会への加入を理由として採用内定の取消をしたとしても、憲法第一四条、労基法第三条に違反するものではない。

(三) 被控訴人は、豊能地区反戦青年委員会の構成員として昭和四四年一〇月三一日午後九時ごろ、大阪鉄道管理局前付近において、無届デモに参加し、道路交通法第七七条、大阪市公安条例違反の現行犯として逮捕され、同年一二月一一日起訴猶予処分となつたが、かかる被控訴人の非違行為は公社の見習社員としてふさわしくない者としての評価を避けられない。

位、信用もこのことに密接不可分に関連している。そこで職員である以上公社の保有する有形、無形の利益を損わないようにすべき信義則上の義務を負い、事の性質上右義務は職員が企業外に在る場合でも免れることはできない。

一般に企業が労働者を採用する場合には、調査するために時間的余裕が必要であり、そのため企業はは募集に着手してから、試験、面接、調査を経て内定、試用(見習)という経過を経たうえで本採用をするのである。本件では、被控訴人はいまだ試用段階にも達しない純粋の調査段階にあるものであり、本件採用通知における解除条件の意義は見習社員としての適格性を欠く虞れのある者を企業組織に入る前に排除しようとすることにあるのである。

(四) 被控訴人は昭和四五年三月一五日万国博覧会々場中央口駅において反戦青年委員会参加の安保万博紛砕共斗会議の構成員が万国博紛砕を叫んで無許可デモを強行しようとした際、右集会に参加したものであるが、公社が本件採用内定取消知当時被控訴人の右非違行為を認識していたと否とにかかわらず、被控訴人の右のような具体的非違行為は職員としての不適格性の徴憑にすぎず、本件採用内定取消事由はあくまで職員としての適格性を欠くということであり、右不適格性を徴憑する事実で右取消決定時までに存在していた事実は、取消決定者が現実に認識していたか否かにかかわらず、主張できることは当然である。

(五) 被控訴人は、公社内で越軌行為を繰り返している反戦グループと同じ反戦 青年委員会に所属している者であつて、豊能地区反戦自体の過激性、反戦青年委員 会一般の過激性、その斗争方針の一つとしての「生産点」「企業拠点」斗争からみ て、公社が被控訴人を公社の職員として採用するときは、職場内部の規律を乱し、 業務を阻害するとともに公社に対する国民一般の不信を招く恐れがあるとして、被 控訴人を見習社員として採用するのはふさわしくないと判断するのは相当である。 被控訴代理人の陳述

一、被控訴人は昭和四四年八月公社の社員公募に応ずることによつて、公社に対し 労働契約の申込をなし、公社は同年――月八日被控訴人に対し本件採用通知を出す ことによつて、入社前に再び健康診断を行ない、その結果就労に堪え得ないと認め られるような異常の発見された場合を解除条件として昭和四五年四月―日を就労の 始期とする労働契約締結の承諾をなし、その発信により右内容の契約が成立した。 控訴人は、本件見習社員採用手続においては、 「職員及び準職員採用規 程」および準職員雇用通達に定める諸手続を経なければならず、誓約書、身元保証 書の提出が見習社員契約申込に対する公社の承諾の意思表示のための欠くべからざ る要件であり、辞令書の交付が公社の右契約締結完了のための要件であるから の手続を経ていない段階において、公社が入社についての確定的承諾の意思表示を したとは認められないとか、辞令書の交付により公社の承諾の意思表示が確定的に なされ、そのときに見習社員契約を成立させるのが公社の意思であると主張する が、契約の成立をどの時点で把らえるかは当事者双方の合理的意思解釈の問題であ り、単に公社の意思に一方的に委ねることは妥当でなく、これこそまさに採用内定状態に関する社会的規範意識によつて判定されるべき問題である。すなわち、公社 の採用手続の一〇〇パーセントの履践がなければ労働契約の締結がないと解すべき ものでなく、定型化している採用手続のどの段階において労働契約の成立が認めら れるとするかは企業と労働者の契約意思の合理的解釈の問題であつて、この場合企 業側の採用手続の文言は一つの参考資料となつても、それ自体を絶対化し、労働者 は使用者が定めた契約内容、要式を受け入れるか否かの自由しかないものとはいえ ないことは当然であり、労働者側の契約意思を無視することは許されない。公社の 採用規程による採用手続のうちどれだけが履践されることによつて見習社員契約が 締結されたとみることができるかは、就職申込者と公社双方の合理的な意思解釈に もとづいて決定されるべきものであり、その場合の合理的解釈の基準としては、就 職申込者ならびに公社の双方において契約成立の合意がどの時点で客観的に明確化 したかによつて判断せられねばならない。また、その場合採用が内定していながら 確定的に労働契約締結に至らないことによる就職申込者の地位の不安定に対する合 理的配慮が当然に加えられねばならない。そして、かかる観点からすれば、公社と被控訴人の契約成立の時点を、被控訴人が採用通知を受けて後まもなく「貸与被服の号型調査について」なる書面に対し所定期日までに報告表を送付した時点に求めることが原制はのように入社報談会に出席した時点に求めるよりも変異である。 ることが原判決のように入社懇談会に出席した時点に求めるよりも妥当である。け だし、公社による被控訴人に対する採用通知は被控訴人において就職を希望するか また再度の健康診断において異常が発見されないかぎり無条件で採用する旨 の通知であり、したがつて、公社より被控訴人に対しなされたその後の書面送付等 はいずれも被控訴人の公社入社を自明の前提とするものばかりであり、確定的に採用するか否かが不確定であるような表現や留保は少しも存しないからである。 (二) 「職員及び準職員採用規程」第一一条は「職員に採用または準職員に雇用

(二) 「職員及び準職員採用規程」第一条は「採用または準職員に相談」で、 「職員及び準職員採用規程」第一条は「「職員に採用または準職員に相談」で、 「職員した者には、別に定める場合の提出を提出を提出をし、第二項において「前各号の提出しる。」とし、第二項において「前各号の提出しるが、虚偽の記さは採用をできる。」として、所定の期日またはである。との規定においての規定にある。というできて、ははである。に、本書類の提出において、のはは、 の公社の意思と、採用を確定しているに採用するにははであるのに対ないのではは、 ののは、本書類の提出には、 ののは、本書類の提出には、 ののは、本書類の提出には、 ののは、本書類の提出には、 ののは、本書類のには、 ののは、本書類のには、 ののは、本書類のでは、 ののは、または、 ののは、または、 ののは、または、 ののは、または、 ののは、 の であり、原判決が正しく指摘するとおり採用通知は公社による解除条件付ではあるが確定的な労働契約の申込なのであり、以後の手続はすべて就職申込者の側の就職意思を明確にする、すなわち、公社の労働契約の申込に対して就職申込者が確定的に承諾を与えてゆく過程なのである。したがつて、右規程第一一条による書類の提出や辞令書の交付は、それ自身何ら見習社員契約の成立の必要要件ではなく、労働契約の成立を前提とし、今後実際の労働関係に入つてゆくことについての両者の確定的意思を形式的に表明したものにすぎない。規程第一一条第二項にいう誓約書等を所定の期日までに提出しない場合の採用決定取消の規定は、所定期日までの誓約書等の不提出が見習社員契約の一箇の解除条件とされていることを示すものではあっても、見習社員契約の成立要件を意味するものではない。

(四) 本件見習社員の労働条件は本件採用通知書に労働契約締結に必要な範囲で明らかになつたものというべきであつて、勤務場所、採用職種は採用通知書の中で具体的に特定されており、賃金についても募集案内に記載されている金額がほとんどその通り決定されているのである。仮に現実の就労に際して採用通知書に記載されている勤務場所や採用職種が若干の変更をみることがあるとしても、これは現実の就労過程において起りうべき配転、職種変更に準じて考察されるべき問題であり、労働契約の成立自体に何らの影響を及ぼすものでない。 二、控制力を取得であるとは、本件採用内定取得である。

一、控訴人は、本件採用内定取消事時被控訴人が見皆社員の身分を取得していなかったから、見習社員解雇事由を必要とするものでないと主張するが、本件見習社員契約はおそくとも被控訴人が入社懇談会に出席した段階で成立していたものでり、ただ右契約の履行である就労の始期を昭和四五年四月一日と定めていたものにすぎないから、本件採用取消当時労働契約は適式に成立していたのであつて、これにつき見習社員解雇事由を必要とすることは極めて当然といわねばならない。被控契約の効力の発生自体を始期にかからせるものではない。したがつて、就労を前提契約の効力の発生自体を始期にかからせるものではない。したがつて、就労を前提しない契約上の権利義務は既に発生しているとみるべきであるから、公社法第三一条、公社準職員就業規則第五八条等の規定は既に被控訴人および公社間に適用されるものといわねばならない。

(二) 仮に右始期が契約の効力発生自体に関するものであるとしても次のとおり主張する。すなわち、始期付権利は始期が必らず到来するものであるから、条件の成否未定の間の条件付権利よりも遥かに確実であり、それ故により一層保護されなければならないものである。したがつて、契約の効力自体についての始期付権利で

あつても、その性質上当然別異に扱われるべき場合を除いては、始期到来後の権利と同等に扱われるべきこと民法第一二八条の類推適用により、またそれを俟つまでもなく当然である。ところで本件の如き労働契約の解除については、右始期到来前と到来後で、すなわち現実の労働関係が生じる前の時期と現実の労働関係が生じた後の時期で、扱いを異にすべき合理的理由は全く存しない。したがつて、本件労働契約の効力自体が始期にかかつているとしても、契約解除に関しては、始期到来後に適用されるべき公社法第三一条、公社準職員就業規則第五八条等が適用ないし準用されるといわねばならない。

三、本件採用内定取消は、公社法第三一条、公社準職員就業規則第五八条等の各規 定該当の事由なくしてなされたものであるから、無効である。

- (二) 控訴人は「政治的意見」による差別は憲法第一四条、労基法第三条に反しないと主張する。
- (1) だ談話人のいう「政治的な根本信念」と「政治的意見」の区別は甚だ曖昧かつ恣意的であり、また控訴人のいう「政治的立場そのあるものを否定」と「政治的意見」の区別は甚らとである。 また控訴人のいう「社会主義、共産主義のものは具体的には、社会主義、共産主義の主張になると思われるが、それならばこれはむし、自然をであると思われるが、それならばこれはである当時であるとすれば、それは憲法の「信条」「等の個別的な西治問題についての意見であるとすれば、それは憲法の「政治的立場をのものを下とととにののであるまい。仮に個別的な政治問題についての意見をのものの中に、たれるるまい。仮に個別的な政治問題についての意見をしても、その背後に政治をある。といる。 そもそも「政治のはな本信念」と「政治をは、その背後にの対しての意見の属性ではな根本信念」と「政治を対し、をもればのではなる。といる。といる。
- (2) 控訴人は、国家公務員法(以下国公法という)第二七条、第三八条第五号、地方公務員法(以下地公法という)第一三条、第一六条第五号を挙げてその主張の根拠としているが、国公法第二七条、地公法第一三条に「……信条……又は第三八条第五号(地公法では第一六条第五号)に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない」とあるのは、むしろ差別の合理的限界を厳格に規定しようとしていることに意味があるので、このような場合、信条と政治的意見とが内容的に排斥し合う観念であると解さねばならぬ理由はない。その上、下位法規である国公法、地公法の規定の用語をもつて、最高法である憲法の解釈の重要な決め手にすることは、解釈方法として疑問がある。
- (3) 控訴人は「信条」と「政治的意見」の違いを強調したうえで、政治的意見による差別をも禁止するかどうかはすべて立法に任されていると主張するが、憲法第一四条は民主主義の理念に照して不合理と考えられる差別の理由の代表的なものを例示的に列挙したものと解すべきであるから、「政治的意見」が「信条」に含まれないとしたところで、立法者が任意に差別することは同条によつて許されない。そもそも憲法第一四条第一項前段の「法の下に平等」である旨の規定によつて、法律上の差別は一般的に禁止されているのであつて、同後段はその重要な場合の例示でしかないのであるから、控訴人主張のように「信条」と「政治的意見」を区別す

ることに殆んど意味がない。

(三) 控訴人は、被控訴人が道路交通法違反等で逮捕され、起訴猶予処分となつたことを捉らえて本件採用取消事由に該当すると主張し、公社の社会的評価を云為する。

(1) しかし、公社の社会的信用とはつまるところ公社法第一条にいう目的、すなわち公衆電気通信業務をいかによく成し得たかにかかつているものであつて、それが公社の社会的信用というべきである。公社はそれ以上にその職員の私生活にわたつてまでさまざまの監督規制をなすべき責務を国民に対して負つているわけではないから、職員の私生活上での行為の如何は、それが職員としての労働力の質の評価に影響を与えない以上、公社の社会的信用を左右するものではない。したがつて、職員も右の限度でのみ公社の社会的信用の維持をなすべきことが要求されるにすぎない。

(四) 控訴人は、被控訴人が昭和四五年三月一五日万国博覧会々場中央口駅において反戦青年委員会参加の安保万博紛砕共斗会議の構成員が万国博紛砕を叫んで無許可デモを強行しようとした際、右集会に参加したことを把えて、本件採用内定取消事由に該当すると主張し、具体的非違行為は職員としての不適格性の徴憑であると主張する。しかし、徴憑といつてみたところで、不適格性の判断は、徴憑たる具体的事実の総体以上のなにものでもないから、右は空虚な議論でしかない。問題は本的事実の総体以上のなにものでもないから、によっては、問題によってない。問題になったが、いいかえればいかなる具体的といるといてなったが、それが当該取消を有効とするに足るものであったがとうかの判断にとってある。取消時に取消決定者が認識していない事実は取消の根拠として考慮されたである。

証拠関係(省略)

一、本件見習社員契約の締結(採用内定)について

(一) 被控訴人の控訴人に対する採用の申込から採用試験の受験を経て採用に至った経緯に関する事実について、当裁判所の判断するところは、原判決摘示のとおりであるから、その該当部分(原判決一八枚目裏二行目から二一枚目裏五行目まで)を引用する。

(二) 右認定の事実関係を総合して本件見習社員契約の成立の点を判断すると、 控訴人(以下公社ともいう)の社員公募は契約申込の誘引と解すべきであり、これ に対する被控訴人の第一次および第二次試験の受験申込が契約の申込となるものと いうべきである。そして、控訴人から被控訴人に対して発した昭和四四年一一月八 日付採用通知書(疏甲第四号証)が右申込に対する承諾であつて、これによつて、 被控訴人が再度の健康診断に異常があつた場合には、これを解約原因の一つとし て、控訴人において解約し得るものとし、その効力発生の始期を昭和四五年四月-日として見習社員契約の締結があつたものと解すべきであり、昭和四四年一一月八日に成立したものというべきである。もつとも、応募者である被控訴人は受験の放 棄を始めとする応募の撤回の自由を有し、応募者に対し何らの拘束力をも課すもの でなく、公社のなした本件採用通知にも、すでに認定したとおり、もし被控訴人に おいて入社を辞退するような場合にはすみやかに公社に対し連絡すべき旨被控訴人 を拘束する趣旨でないことを明らかにしているのであるが、その趣旨は、多数の応 募者のうち少数の辞退者の予想される本件見習社員の公募の性質上、応募者に申込 の拘束力を排除したものであつて、公社もそのため応募者の申込の拘束力を排除して承諾したものと解すべきであるから、本件見習社員契約は、昭和四五年四月一日 の契約の効力発生の始期まで被控訴人の申込の撤回権を留保しつつ、成立したもの というべきである(このような申込の撤回権が留保されたからといつて契約締結の 可能性が失われたものではないから、前記受験申込をもつて契約の申込ということ に支障はない)。被控訴人は、本件見習社員契約は昭和四五年四月一日を就労の始 期として同年三月四日に成立したと主張するが、本件採用通知書には「昭和四五年四月一日付で採用する」旨採用日時(就労日時ではない)を記載しているほか、いまだ被控訴人において身元保証書、誓約書を提出せず、公社の就業規則の明示もなく、当時再度の健康診断を要する段階であったから、昭和四五年四月一日は就労の投票である。 始期ではなく、契約効力発生の始期と解するのが相当である。

(四) 控訴人は、公社の見習社員採用手続は、試験による選考、採用通知、誓約書、身元保証書の提出、懇談会開催、健康診断等一連の契約締結過程を経て、辞令書交付によつて完了し、これをもつて公社の確定的承諾の意思表示がなされるされるであつて、本件採用通知をもつて公社の承諾の意思表示がなされたものとなすことはできないし、このとき本件見習社員契約が成立したとすることはできないと主張する。しかし、本件採用通知は被控訴人が公社の行なう試験による選考に合格し、採用基準に達したという事実の通知、すなわち観念の通知とみるべきでなく、既認定のとおり、本件採用通知書には「昭和四五年四月一日付で採用する」旨記載しているのであるから、本件採用通知により、同日付で被控訴人が公社の見習社員と

しての資格を取得するという法律効果に向けられた確定的な承諾の意思表示がなされたものと認めるべきである。そして、このことは本件見習社員採用手続は、本件採用通知によつて終了し、その後の再度の健康診断は解約原因の存否の調査であり、入社懇談会、職場見学の実施、身元保証書、誓約書の受領、辞令書の交付等は見習社員契約の成立(ただし、契約の効力は同年四月一日に発生する)の確認、労務管理の準備等のためのものであつて、これを本件採用通知後の一連の採用手続とは認めがたいところからも明らかである。したがつて、本件採用通知が見習社員契約締結の過程における一つの行為にすぎず、本件採用内定取消通知は契約締結手続の進行を中止する意思表示であるとする技術に表現しませる。

1 控訴人は、本件見習社員契約の申込者が誓約書、身元保証書等を提出することが、右申込に対する公社の承諾の意思表示のための欠くべからざる前提要件であり、公社の辞令書交付が契約締結完了のための要件であると主張するが、この点についての当裁判所の判断は、控訴人の予約の主張について判断したところと同一(原判決二五枚目表七行目から二七枚目表末行目まで)であるからこれを引用する。

2 控訴人は、本件採用通知は公社の正式の見習社員採用手続には定められていないもので、それには昭和四五年四月一日付で見習社員に採用するとし、さらに入社を辞退する者は公社に通知するよう要請しているところよりすれば、本件採用通知が公社の正式の見習社員採用手続に定められていないからといて、契約存続の可能性が失われたものとはいい難く、これを公社の承諾の意思表示として認められないとする理由は見出しがたいし、本件採用通知が昭和四五年四日付で見習社員に採用するとし、入社を辞退する者は公社に通知するよう要請している趣旨は、本件見習社員の公募の性質上、応募者に申込の拘束力を排除して承諾したものであつて、公社もそのため応募者の申込の拘束力を排除して承諾したものと解すべきことは、既に認定したとおりである。

3 控訴人は、また、本件採用通知により被控訴人の見習社員契約締結の申込に対し公社の承諾の意思表示がなされたとすれば、被控訴人は昭和四五年四月一日の辞令書の交付をまたず、公社の見習社員の身分を取得することになるが、それでは公社職員の兼職禁止(公社法第二八条二項)、他の業務関与制限(公社準職員就業規則第一一条)の趣旨に反すると主張するが、本件見習社員契約は昭和四五年四月一日をその効力発生の始期として締結されたものであるから、被控訴人は昭和四五年四月一日をもつて公社の見習社員としての身分を取得するものであつて、控訴人の指摘するような兼職禁止、他の業務関与制限の趣旨に抵触しない。二、本件見習社員契約の解約(採用内定取消)について

は、これを解約原因の一つとして、公社において解約し得るものとし、その効力発 生の始期を昭和四五年四月一日として締結されたもの(採用内定)であることは既

に認定したとおりであるが、本件採用内定の取消は、昭和四五年四月一日をその効 力発生の始期として締結された見習社員契約の解約(採用内定者の解雇)である て、採用内定者である被控訴人はいまだ具体的な就労義務を負うことなく、賃金も 支払われていないのであるから、労働基準法の適用は受けないものであり、 公社法第三一条公社準職員就業規則(疏乙第一八号証)第五八条も直接その適用を 受けないものと解する。しかし、本件見習社員契約がその効力発生の始期を昭和四 五年四月一日として締結されたもの(採用内定)であるからといつて、公社は自由 にこれを取消 (解約) し得るものではないのであつて、もし解約事由なくして取消 (解約) した場合は解約の要件を欠くものとして無効といわなければならない。そ して、前記採用通知書には本件見習社員契約は被控訴人が再度の健康診断に異常が あつた場合にはこれを解約し得る旨明示しているが、本件見習社員契約締結(採用 内定)の性質、目的に照らすときは、解約事由はこれに限定されたものと解すべき ではなく、被控訴人が再度の健康診断に異常がある場合、その他公社において被控 訴人が公社の見習社員として適格性を欠くものと認むべき事由がある場合にも、公社は内定者である被控訴人に対し、予告期間をおくことなく即時に解約をなし得るものと解するのが相当である。(なお、公社の職員及び準職員採用規程《成立に争のない疏乙第一九号証》一三条四号に、準職員不採用条件として、「その他公社の ……準職員として不適当と認められる者」と定められている)

控訴人は、本件見習社員契約の解約(採用内定取消)について、被控訴人 が公社の見習社員としての適格性を欠くものと認むべき事由として、前記(一)に

関連したことを主張するので判断する。

被控訴人は豊能地区反戦青年委員会の構成員であるが、昭和四四年一〇月三一日午後九時ごろ大阪鉄道管理局前において国鉄労働組合、動力車労働組合の機関助士廃止反対の集会に豊能地区反戦青年委員会所属の一員として参加した際、約五〇名 の集団を指揮して車道に出てシュプレヒコールをしながら若干の移動をした行為に ついて、待機中の警察機動隊から無届デモとしての規制を受け、道路交通法第七七 条、大阪市公安条例違反の現行犯として逮捕され、同年一二月一一日起訴猶予処分となったこと、公社職員のうち反戦青年委員会系の派閥の一つである共産主義者同 盟に所属する青年労働者の一部が昭和四四年一〇月三日大阪中央電報局において政治スローガンを掲げ、「マツセンスト」と称して玄関前に座り込み、同月一七日同局六階の労務課をバリケード封鎖し、窓から垂幕や反戦の赤旗をつるし、また同月 二〇日同局屋上で火炎びんを投下し、ついで公社の職員らしい者を含む五名の男女 が同年一一月一三日火炎びん様のものを所持して同局に乱入し、さらに近畿電通局 管内の過激派反戦グループに属するものと考えられる者らが、昭和四五年一月二八 日佐藤首相の訪米阻止斗争に参加し京浜蒲田駅で逮捕された公社職員について懲戒 る疏乙第二一号証、当審証人Bの証言により真正に成立したと認める疏乙第二 証ないし第二五号証、原審証人Aの証言、原審における被控訴本人尋問の結果によ ると、次の事実が認められる。すなわち、反戦青年委員会は社会党、総評が結成させたもので、昭和四〇年八月に日韓条約批准阻止斗争を目標として発足したもので あるが、その当時は一応全国反戦(団体加盟)の下に地区反戦(団体、個人加盟併 用)があり、統制された組織の態をなしていたけれども、その後日韓条約可決とと もに斗争目標を失ない、昭和四一年秋以降急進派政治団体の浸透によって、とくに 地区反戦では分派を繰り返し、各派閥間において反戦派の奪い合い潰し合いが行な われた結果、実質的な統一指導部を欠く不確定組織の総体にすぎなくなつていた。 各地区反戦の多くは全国反戦の統制に従わず、「ベトナム反戦全国行動大阪集会」 (昭和四三年六月一五日)、「米軍弾薬輸送阻止斗争」(同年六月一七日、七月二 〇日、二一日)、「大阪空港軍事使用反対デモ」(同年八月 しは、じカー〇日、二一日)、「大阪空港軍事使用反対デモ」(同年八月一七日)、「砂川斗争」(同年九月二二日)、「国際反戦斗争」(同年一〇月二一日)、ついで「沖繩奪還中央行動」(昭和四三年一一月七日)、「東大斗争支援行動」(昭和四四年一月一八日、一九日)、「成田斗争」(同年三月二日)と次第に過激な行動へと暴 走をつづけ、昭和四四年四月二八日には「霞が関に解放区を」と叫んで、急進派学 生とともにヘルメットを被り、手拭で覆面をして、東京都内の新橋、銀座周辺や渋 谷などで、交番に投石したり角材を揮つたりして機動隊と衝突を繰り返えして暴れ た。その後「外相訪米阻止斗争」(昭和四四年五月三〇日、三一日)、「アスパツ

ク粉砕斗争」(同年六月八日)とつづき「沖繩斗争勝利」、「佐藤訪米阻止」等のスローガンをかかげて各地で集会を開催し、同年一〇月二一日東京をはじめ全国各地で「10・21統一行動」、「10・21国際反戦デー」と称して過激な行動を くりひろげた。被控訴人の所属する豊能地区反戦青年委員会は、その発行、配布し ている「豊能反戦ニユース」(疏乙第二二号証ないし第二五号証)によれば、同反 戦青年委員会が白ヘル軍団として首都制圧斗争(昭和四四年一〇月二一日)に参加 し、火炎ビンで武装して機動隊に突撃し、新橋解放の快挙をなしとげたと誇示し、 全大阪反戦青年委員会内部における社青同、革マル等「首都制圧斗争」に参加しな かつた部分と袂別し、「佐藤訪米阻止斗争」(昭和四四年――月一六日、一七日) を斗う部分が結成する大阪地区反戦連絡会議に結集することを決定し、「佐藤訪米 「佐藤訪米 阻止斗争」に参加することを呼びかけ、「武力による攻防によつて決せられるとい うこの地平は決して後退するものではない」として、武力斗争を標榜していた。以 上のとおり認められる。当審証人Bの証言および当審における被控訴本人尋問の結 果によると、被控訴人が所属する豊能地区反戦青年委員会は「10・21国際反戦 デー」を契機として「佐藤訪米阻止」を主張する過激派とこれに反対する一派に分 裂し、前記「豊能反戦ニユース」はその過激派が発行、配布したものであつて、被 控訴人は過激派に反対する一派に属することとなつたというのであるが、原審における被控訴本人尋問の結果によると、被控訴人はその所属する豊能地区反戦青年委 員会が前記大阪地区反戦連絡会議に属する旨供述していることが認められるのであ つて、被控訴人が果して豊能地区反戦青年委員会の「佐藤訪米阻止」を主張する過 激派から分裂した他の一派に属するものであるのかどうかは必ずしも定かではな

させた場合、当時近畿電通局管内の局所で過激な越軌行為を繰り返していた反戦グ ループに同調して職場の秩序が乱され、業務が阻害される具体的な危険性があると 判断したのはまことにやむをえないものがある(不適格性の判断についての裁量の 範囲をこえていない)のであつて、被控訴人としては、当時多くの地区反戦が全国 反戦の統制に従わず、前記認定のような過激な非合法活動を繰り返す中で、豊能地 区反戦青年委員会に所属し、その所属する同委員会が前記認定のような「豊能反戦ニュース」を発行、配布して、非合法活動を誇示し、武力斗争を標榜していたのであるから、被控訴人が豊能反戦青年委員会の過激派グループに属していたかどうかにかかれる。ボールがのたのにより関係を共享した。 にかかわらず、公社の右のような判断を甘受しなければならないと考える。 被控訴人は、また、被控訴人が昭和四四年一〇月三一日午後九時ごろ、大阪鉄 道管理局前において無届デモに参加し、道路交通法、大阪市公安条例違反により逮 捕され、起訴猶予処分となつたが、これは起訴猶予処分とされた程度の軽微なもの であつて、犯罪の成否も甚だ疑問であるような場合であり、しかも私生活上の事柄 であり、非管理的機械的労働を職務とする見習社員としての労働力の価値の評価に影響のないものであるから、これを本件採用内定取消(解約)の事由とすることは 許されないと主張する。しかし、被控訴人が大阪鉄道管理局前において無届デモに 参加し、道路交通法、公安条例違反により逮捕され、起訴猶予処分となつた事案 これを可罰的違法性の観点から犯罪の成立を否定すべきものであるとはにわか に断定しがたいところであるが、起訴猶予処分となつたところよりみれば、 軽微であると評価できないではなく、また、企業外の私行であることも当然である けれども、本件は右事案を懲戒権(懲戒解雇)の対象として考察しようとするものでないことはいうまでもなく(もろちん企業外の非違行為といえども、当然には懲戒権の行使が制限されるわけでない)、いまだ公社の見習社員でなく、企業内の地位を持たない被控訴人が公社の見習社員として適格性を有するかどうかを判定する。 ための資料とするものであつて、公社は、公衆電気通信事業の合理的かつ能率的な経営の体制を確立し、公衆電気通信設備の整備および拡充を促進し、ならびに電気 通信による国民の利便を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的 として設立した企業(公社法第一条)であり、公共性、社会性の極めて強い企業体であるところから、公社としては、本件事案に示すような被控訴人の具体的越軌行為を、既に認定したような各地区反戦青年委員会の多くの一連の過激な非合法活動と非合法活動を誇示し武力斗争を標榜する豊能地区反戦青年委員会に被控訴人が所 属しているという背景の中で把え、被控訴人はたとえ機械職として非管理的労働を 職務とするものであつても、右のような公共性、社会性の極めて強い企業体に見習 社員として採用するときは、公社の職場の秩序が乱され業務を阻害される具体的な 危険があると判断したのであつて、このことによりいまだ企業内における地位を有 していない被控訴人を(将来)公社の見習社員としては適格性を欠くと判断したも のである。そして、従業員を企業外に排除する懲戒解雇の場合は、企業内の従業員につきその適格性の有無を判断するに必要な資料は豊富にあるのであるけれども、 本件のように採用内定の段階で適格性の有無を判断するに必要な資料が豊富とはい えない状態においては、本件事案が軽微であり、被控訴人の企業外の私行であり、 被控訴人が機械職として非管理的な職務を内容とするからといつて被控訴人主張の ように本件採用内定取消(解約)が解約の事由なくしてなされたものとは認めがた い。

3 被控訴人は、さらに、被控訴人が豊能地区反戦青年委員会に所属する事実をもつて本件採用内定取消(解約)事由とするとは、憲法第一四条にお当ま法主との第二一条(解析して、のの自由)、第二一条(結社の自由)に違反しておいと主張するとは、のの自由)、第二一条(採用内定)に違反しているに表するとのがある。本件見習社員契約のに違し、のののでは、ののである。本件規模を表別である。本件規模を表別である。本件規模を表別である。本件規模を表別である。本件採用内定の間には、のののであるとのである。とのであるとのであるが、なり、とのであるは、当時には、一方のののであるが、のののでは、当時には、一方のののでは、一方のでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方ののののでは、一方ののののでは、一方ののののでは、一方ののののでは、一方のののでは、一方ののののでは、一方ののののでは、一方のののでは、一方ののののでは、一方のののでは、一方ののののでは、一方ののののでは、一方ののののでは、一方ののののでは、一方ののののでは、一方ののののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方ののののでは、一方のののでは、一方ののののでは、一方ののののでは、一方ののののでは、一方のののでは、一方のののでは、一方のでは、

そうすると、公社と被控訴人との間において締結された昭和四五年四月一日を効力発生の始期とする本件見習社員契約(採用内定)は、昭和四五年三月二〇日付本件採用内定取消(解約)によつて適法に解約されたものというべきであるから、本件見習社員契約(採用内定)が有効に存続することを前提として、本件見習社員契約の存在確認、賃金支払の各請求権を被保全権利として、控訴人が被控訴人に対してなした本件採用内定取消の意思表示の効力の停止と被控訴人が控訴人に対して賃金の支払いを求める本件仮処分の申請は理由がない。

よつて、本件仮処分申請は却下すべきであるのにかかわらず、これを許容した原 判決は取り消すべきであるから、民訴法第三八六条、第九六条、第八九条を適用し て主文のとおり判決する。

(裁判官 山内敏彦 阪井●朗 宮地英雄)